

厚生労働省発職第0107003号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年1月7日

厚生労働大臣 舩添 要一

労審発第523号
平成21年1月7日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成21年1月7日付け厚生労働省発職第0107003号をもって諮問のあった「職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年1月7日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示案要綱」について

平成21年1月7日付け厚生労働省発職第0107003号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。